

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の3第6項の規定により、令和6年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和8年6月5日

相模原市監査委員 岩本 晃

同 橋本 慎一

同 中村 昌治

同 石川 達

1 特定の事件(令和6年度)

公共施設管理に係る財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

令和5年度に公共施設管理事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和8年5月26日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果【指摘事項】 | 措置の状況 |
|--|--|
| <p data-bbox="204 701 778 790">【市体育館の今後の在り方について(スポーツ施設課)】</p> <p data-bbox="204 819 778 1491">市体育館は、昭和32年事業開始というかなり古い施設でありながら、1日200人余りの利用者が存在し、一定の需要が存在すると考えられる。これについて、「民間資金を活用した施設整備手法の適用」を検討するとしているが、明確な対応がなされていない。その中で当該利用は令和6年度までとされている。このような施設については、PPP/PFIの手法により新たに建築するとともに、地中熱ヒートポンプをはじめとした省エネルギーの運営手法を導入すべきと考える。</p> <p data-bbox="363 1509 778 1545">(報告書 110～111頁)</p> | <p data-bbox="817 701 1380 790">【市体育館の今後の在り方について(スポーツ施設課)】</p> <p data-bbox="817 819 1380 1335">市体育館は、相模原市行財政構造改革プランにおいて、維持管理費用の負担はもとより安全上の課題も生じていることから、早急に、施設ありきではないサービスの提供方法も検討していく必要があるとしており、市民や団体の意見・要望を聞きながら、市体育館に代わる新しい施設の建設ではなく代替場所によるサービスの提供として、周辺施設の活用による見直しをした。</p> <p data-bbox="817 1352 1380 1756">その結果、市体育館の利用者団体等における代替場所へ円滑に利用移行できるように、両総合体育館及び近隣の諸室を案内することとし、特に両総合体育館においては令和6年10月から1日の利用区分を3区分から4区分へと変更して、利用機会の増加を図って対応した。</p> <p data-bbox="817 1774 1380 1966">今後、同じような代替施設の建設を検討する際には、民間資金を活用した施設整備手法等の適用について検討していく。</p> |

1 特定の事件(令和6年度)

公共施設管理に係る財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

令和5年度に公共施設管理事業を実施している関係各課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和8年5月26日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果【指摘事項】 | 措置の状況 |
|---|--|
| <p data-bbox="204 696 778 846">【公共施設保全等基金での財源不足と更なる課題(アセットマネジメント推進課)】</p> <p data-bbox="204 869 778 1648">「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(令和6年3月改訂)」によると、“「更新」「改修」等に係る令和3年度からの10年間における全体経費の見通しを取りまとめたところ、耐用年数経過時に単純更新する場合(自然体)、総額約3,163億円、年平均316億円の費用が必要と想定され、今後、同期間において長寿命化等の対策を進める場合(長寿命化対策後)、総額2,106億円、年平均約211億円の費用が必要と想定されます。”とある。</p> <p data-bbox="204 1671 778 1993">一方で、公共施設保全等基金(令和5年度)に4,321百万円が積み立てられているが、当該経費210,588百万円のうち特定財源見込み158,650百万円に対して、現在同積立額の約3.7倍の金額が必要と試</p> | <p data-bbox="810 696 1385 846">【公共施設保全等基金での財源不足と更なる課題(アセットマネジメント推進課)】</p> <p data-bbox="810 869 1385 1249">「相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方(令和6年3月改訂)」における特定財源158,650百万円の内訳については、国庫補助金や起債等を見込んでおり、公共施設保全等基金からの繰入金については特定財源に含めていない。</p> <p data-bbox="810 1272 1385 1594">公共施設保全等基金については、公共施設の保全・利活用に係る事業の着実な推進に向け、長寿命化事業費の一般財源に係る財政負担の平準化を図ることを目的として積み立てているものである。</p> <p data-bbox="810 1617 1385 1993">「令和11年度までに想定される事業の着実な推進に当たり必要な額を、公共施設保全等基金に積立済である。」とは、この時点で、総事業費や特定財源の制度変更、事業に必要な一般財源を見据えた上で、令和11年度分までは一般財源の負担緩和を図ること</p> |

算され、特定財源は同基金繰入額のみではないにしても、10倍を超える金額が必要なことから当該費用10年分の金額も積立てられておらず、将来の物価上昇なども加味すると十分な金額とは言えない可能性がある。

この点、アセットマネジメント推進課より当該基金の基本的な考え方と今後の見通しについて、「長寿命化事業費にかけられる一般財源の不足分を公共施設保全等基金に積立している。現在、一般公共建築物長寿命化計画の計画期間である令和11年度までに想定される事業の着実な推進に当たり必要な額を、公共施設保全等基金に積立済である。」「積立済であるが、再編再整備事業等の進捗や物価上昇等を鑑み、不足が見込まれる場合には、必要に応じて見直しを行う予定。」と回答を入手しているが、定量的な数値に基づく公共施設保全等基金の積立取り崩し計画がないため、将来期間の当該定量的計画(積立・取崩)を作成することが必要であろう。

(報告書 324～325頁)

ができるという趣旨である。

また、基金積立の原資の大部分は決算剰余金であることや、各事業の進捗等により、大きく左右されること等から、積立目標額及び取崩額は定めていないが、物価高騰等の社会経済情勢も見極めながら対応している。

今後も、国の動向を注視し、より有利な特定財源の確保に努めるとともに、一般財源の負担平準化が図られるよう、適切な基金管理に努める。